

能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年12月6日(水) 午前10時00分～10時45分
2. 開催場所 能勢町役場 西館3階 会議室
3. 出席委員 (14人)

農業委員	1番	乾	義夫
	3番	塚原	洋平
	4番	辰野	卓爾
	5番	福井	明房
	6番	石塚	成子
	7番	早瀬	裕康
	8番	福中	繁信
	9番	成田	周平
	10番	森畠	和志
	11番	平田	守
	12番	龍見	敬明
	13番	原田	富生

推進委員	3番	田嶋	善一
	5番	鈴木	義廣

4. 議事日程

議案第30号について 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

議案第31号について 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第32号について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

その他について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき
事務局 辻本 龍馬

6. 会議の概要

会 長 皆様、おはようございます。お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。今年最後の農業委員会総会となりました。農業時報の5ページ目に「スマート農業で耕畜連携」能勢町天王で実証実験されるという記事が記載されております。成果があれば、記事になると思いますので、よろしくお祈いします。それでは、審議に入ります。

局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例によりまして、議長は会長をお願いいたします。

議 長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、2番 今中委員より出ております。

議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことに賛成の方は、挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、私の方から指名させていただきます。今回の署名委員につきましては、12番 龍見委員、13番 原田委員にお願いします。

議 長 つづきまして、議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転について、事務局より説明願います。

事務局 議案第30号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化

推進委員 地区担当に意見を求めます。
番号9番について、鈴木委員お願いします。

鈴木委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●
譲受人 ●● ●●
所在地 能勢町地黄▲▲▲ 田 582㎡

11月22日に、現地確認を行いました。
譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に野菜の栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。続きまして、番号10について、田嶋委員お願いします。

田嶋委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●
譲受人 ●● ●●
所在地 能勢町地黄▲▲▲ 田 1,651㎡

11月22日に、現地確認を行いました。
譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に野菜の栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。
地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他

の委員からご意見、ご質問はございませんか。

福井委員 3 ページ目の写真の農地はどこなのか。教えてください。

事務局 4 ページ目を見ていただければ、細長い農地になっております。前方では、農機具倉庫が建っており後方に栗の苗木を植える予定であるそうです。

福井委員 倉庫前のコンクリート部分も入っていますね。

事務局 その通りです。

議 長 お諮りいたします。議案第 3 0 号について申請のとおり許可することにご賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、議案第 3 0 号について申請のとおり許可することといたします。

議 長 つづきまして、議案第 3 1 号 農用地利用集積等促進計画（案）について事務局より説明願います。

事務局 議案第 3 1 号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

原田委員 農用地利用集積等促進計画（案）の案とは、どういうことでの案ですか。

事務局 現在は、農地中間管理機構（大阪府みどり公社）、円滑化団体（土地改良区）を通して利用権設定をされていますが、農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、来年度より農地中間管理機構（大阪府みどり公社）の一本化になります。受け皿としては、土地改良区は残ります。法律上、各市町村農業委員会で農用地利用集積等促進計画（案）を作成し、農地中間管理機構に要請することとなってい

るため、農用地利用集積等促進計画（案）となっております。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りをいたします。議案第31号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案どおり大阪府みどり公社に要請することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、原案どおり大阪府みどり公社に要請することにいたします。

議 長 つづきまして、議案第32号 農業経営強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第32号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第32号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、原案どおり承認することにいたします。

議 長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 令和5年度農地パトロールの結果について説明。

農地パトロールの結果、昨年の農地数59筆から6筆が解消、18筆が新規発生となり、合計69筆で、対象者が44名となり、合計面積が87,994㎡となりました。すでに対象者の方には、通知を10月31日付で送付しており、書面か電話での回答をいただくよう依頼しましたところ、12名の方が回答期限までに回答がございました。その結果、農地中間管理事業（大阪府みどり公社）や農地利用集積円滑化団体（土地改良区）への登録は行っているものの、要件が合わず借り手が見つからない、口頭での約束で第三者に貸しているなどの回答が得られました。事務局側としては、借り手が見つからない場合などは、周辺農地への雑草・雑木被害や害虫・鳥獣被害等が発生することから保全管理に努めるよう説明・指導を行いました。

「農地利用の意向把握アンケートの回収状況について」

今年の春から夏にかけて町内に農地を所有する方々に対し、農地利用の意向把握アンケート調査を行い、10月末時点で、総配布件数1,996件の内、総回収件数1,269件、総回収率63.6%、総回答件数1,220件、総回答率61.1%となっております。次のページからは、参考で大里地区の目標地図を添付しております。大里地区の範囲は、赤色と黄色の線が交互にひかれています。そのうち、黄色の丸が付いている箇所が農地の位置です。アンケートに対して、回答のあった農地だけに色と模様が付いています。例えば、黄色の色が付いている農地は、現在、70代の方が耕作されており、丸模様が付いていれば、「農業の後継ぎがいる」ということとなります。3枚目をご覧ください。ここでは、色付き農地は、今後の経営の意向を示しております。例えば、青色であれば、経営拡大を想定しており、なおかつ後継者もいるという見方となっております。今回は、参考で大里地区を例にあげましたが、今年度中には、町内全地区の目標地図（案）を作成できるよう現在進めておりますので、出来上がり次第、お示しさせていただきますのでご承知おきください。

企業の農業参入支援について

能勢町において、企業から農業参入の相談がある場合、希望する条件に合った農地を貸付していただける所有者を地域振興課で募集しています。募集のあった農地から企業が借りたい農地を選択し、

所有者との合意の上での賃貸借に取り組んでおりますのでご承知おきください。

次回の総会の日程について

日 時：令和5年1月9日（火）

会 場：役場西館3階 会議室

開催時間：午前10時より

議 長 他委員からのご意見はありませんか。

各委員 なし。

議 長 以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。
ありがとうございました。